

## 公募説明会Q&A

No	問い合わせ内容	回答
1	一部他の対象分野内容が含まれる場合でも、メインとなる分野を指定の上、提案して問題ないか。	提案上、問題ありません。
2	直近3期分の財務諸表提出に関して、立上げから3年に満たない企業が体制に含まれる場合はどう対応すべきか。	入手可能な範囲での財務諸表を提出ください。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
3	調査結果の中間公表に関する会場費や講演者の旅費についても計上可能か。	会場費ならびに講演者の旅費など、ワークショップ等に直接必要となる経費については、基本的には計上いただけます（聴講ゲストへの旅費支給などは不可）。
4	委託と外注の違いに関して、計算や翻訳などの作業は外注となるのか。	外注となります。
5	外注を実施する場合は選定理由書が必要か。	1契約が200万円以上（税込）の発注を指定業者に発注する必要がある場合は、選定理由書の作成が必要です。ただし、原則は2者以上の相見積（見積競争）とします。
6	外注に関して、金額の上限はあるか。	外注の金額に上限は設けてはいません。ただし、提案額における外注の割合が大きいとNEDOが認める場合は、合理的な説明を求める場合があります。
7	海外組織との連携に関して、秘密保持契約等を締結した内容を含む成果が得られた場合、その内容を伏せて成果報告をすることは可能か。	可能です。調査結果は基本的には公開となりますが、一部非公開としていただくことは構いません。
8	委託費は契約終了日以降に全額支給となるのか。	年度内で4回概算払いの機会があります。なお、その際、中小企業の場合は実績払いとなります。
9	調査の対象は技術開発や事業化の主体となる事業者を想定しているのか。	技術開発や事業化の主体となる事業者のみを対象とはしておりません。ただ、今回の調査は個別技術の深堀が主眼となるため、技術開発や事業化の担い手が体制に入っていることが望ましいです。
10	仕様書の調査方法に「既存の機械装置等を用いた、原料・中間体・ニートSAFにおけるコスト、GHG削減効果、成分品質等のデータ取得を原則行うこと」と記載があるが、すべて実施する必要があるのか。	コスト、GHG削減効果、成分品質に関しては、既存の機械装置（分析装置、ラボ設備、シミュレーターなど）を用いたデータ取得を実施ください（既に自社研究等でデータを取得済みの場合はその限りではありません）。 なお、成分品質に限っては、原料・中間体・ニートSAFの全てにおいてデータを取得いただくことは必須ではありません（原料に限ったデータ取得なども可能です）。 また、原料分野のみ提案される場合は、原料調達に係るコスト、GHG削減効果、成分品質のデータ取得を実施ください。
11	事業内では実際の製造作業も含まれるのか。	データ取得が主眼であり、外注をもって分析ください。
12	提案者が試験装置を保有している場合、外部への発注に該当しないがどう扱われるか。	提案者の保有する装置を用いた自社調達を行う場合は、利益排除を行った原価を証明いただくことを前提に、外注費として計上いただいて構いません。 ただし、発注額が200万円以上（税込）の場合においては、原則2社以上の相見積（見積競争）が必要となりますので、その金額で相見積を行わずに自社調達を行う場合は選定理由書の作成が必要となります。
13	協力事業者に関して、参画にあたっての契約文書等の提出は必要か。	協力事業者の参画にあたってNEDOに提出いただく書類はありません。 ただし、副生物の譲渡契約等を締結される場合は、第三者への転用禁止など条件が付される場合があるので、その際は別途相談ください。
14	公募要領では、国立研究開発法人から民間企業への再委託は不可となっているが、国立研究開発法人には大学も含まれるのか。	含まれません。大学から民間企業へ再委託を行うことは可能です。